

自己評価の方法等について

法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

目 次

自己評価書の構成	1
自己評価書イメージ（全体）	2
1 対象法科大学院の現況及び特徴	3
2 目的	4
3 章ごとの自己評価	5
(1) 基準ごとの分析	6
(2) 優れた点及び改善を要する点等の記述	6
4 自己評価書の提出方法	10

自己評価書の構成

- 1 対象法科大学院の現況及び特徴
- 2 目的
- 3 章ごとの自己評価

自己評価書イメージ（全体）

法科大学院認定評価
自己評価書

大学大学院 研究科 専攻

平成 年 月
大 学

大学大学院 研究科 専攻

目 次

対象法科大学院の現況及び特徴・・・1
目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
章ごとの自己評価
第1章 教育目的・・・・・・・・・・
第2章 教育内容・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第10章 施設、設備及び図書館等・・・

大学大学院 研究科 専攻

対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況	・・・・・・・・・・
(1) 法科大学院(研究科・専攻)名	・・・・・・・・・・
(2) 所在地	・・・・・・・・・・
(3) 学生数及び教員数	・・・・・・・・・・
2 特徴	・・・・・・・・・・
	・・・・・・・・・・
	・・・・・・・・・・
	・・・・・・・・・・
	・・・・・・・・・・

-1-

大学大学院 研究科 専攻 第1章

目的

・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・

-2-

大学大学院 研究科 専攻 第1章

章ごとの自己評価

第1章 教育目的
1 基準ごとの分析
1-1 教育目的
基準1-1-1 ・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(基準に係る状況) ・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・

-3-

大学大学院 研究科 専攻 第1章

基準1-1-2 ・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(基準に係る状況) ・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- -

大学大学院 研究科 専攻 第2章

2 優れた点及び改善を要する点等

・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- -

大学大学院 研究科 専攻 第10章

第 章
1 基準ごとの分析
-
基準 - - ・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(基準に係る状況) ・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 優れた点及び改善を要する点等
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- -

大学大学院 研究科 専攻 第10章

第10章 施設、設備及び図書館等
1 基準ごとの分析
10-1 施設の整備
基準10-1-1 ・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(基準に係る状況) ・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 優れた点及び改善を要する点等
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- -

注) は、評価報告書に原則として原文のまま転載します。

2 目的

(1) 目的

- (ア) 教育上の理念・目的，養成しようとする法曹像等について記載
- (イ) 現在，周知公表している目的，及びその目的から派生する内容も含めて法科大学院の個性や特色が評価に活かされるように記載

記述様式

- ・ 適宜，項立て，箇条書きにするなど分かりやすく記載
- ・ 字数制限：2,000字以内（横50文字×縦40行）
- ・ 明朝体9ポイントを使用

法科大学院 研究科 専攻	
目的	
1	【法科大学院の目的】 教育上の理念・目的，養成しようとする法曹像等について記載してください。 適宜，項立てをしたり，箇条書きにするなど分かりやすく記載してください。
2	
3	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
- 2 -	

評価報告書に原則として原文のまま転載します。

3 章ごとの自己評価

第1章～第10章の自己評価

(1) 基準ごとの分析

解釈指針の内容を踏まえ「基準に係る状況」を記述

基準を満たしているかどうかの判断を行う必要はない。

(2) 優れた点及び改善を要する点等の記述

(1) 基準ごとの分析

- (ア) 予備評価においては，学年進行中であるため「基準に係る状況」の記述が十分にできない基準については，その現状や計画の状況を記述
- (イ) 取組や活動の内容等について，当該基準の状況が明確になるよう，根拠となる資料・データ等を示しつつ，それぞれの状況に応じ記述

「適切」，「適当」，「十分に」，「相当に」等の表現で示された基準や解釈指針



法科大学院が自ら考える「適切」性などに照らして，実際の状況がどのようになっているのか，十分な根拠に基づいて分析し，明確に記述

- (ウ) 基準に対する自己評価の根拠となる資料・データ等

各基準に従って分析を行う際に必要と考えられる資料・データ等の例示（自己評価実施要項27-52頁）

根拠となるデータを様式で求めるもの（自己評価実施要項53-56頁）

例示は必ずしも全く同じ資料・データを求めるものではなく，また，これ以外の資料・データ等が必要と判断される場合には，適宜提出

(2) 優れた点及び改善を要する点等の記述

章ごとに，基準ごとの分析の中から法曹養成の基本理念や，法科大学院の目的に照らして，特に重要と思われる点を抽出し記述

- ・ 「優れた点」
- ・ 「特色ある取組」
- ・ 「改善を要する点」等

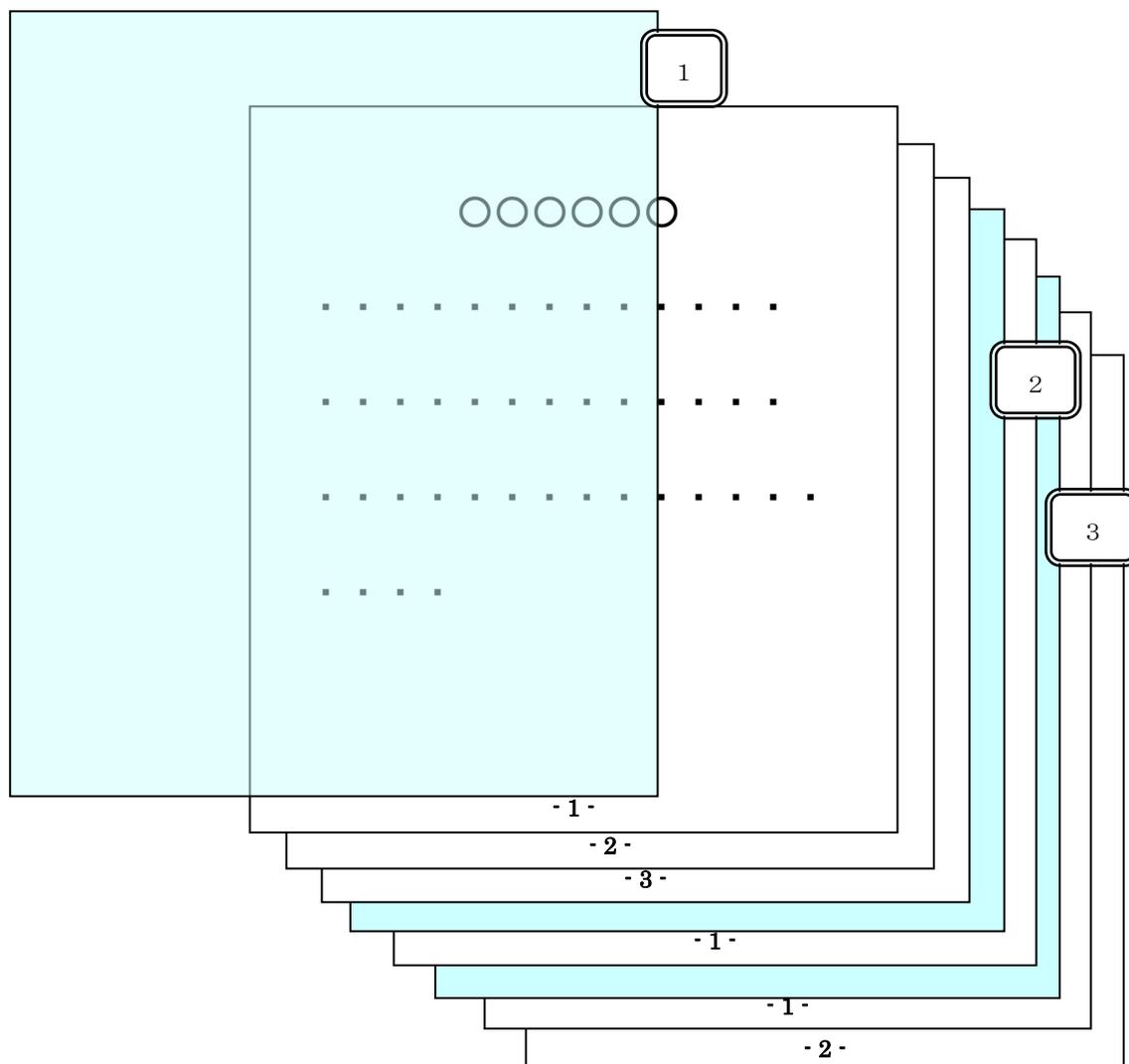
記述様式

- ・ 基準ごとの分析
基準ごとに原則 1,600 字以内で記述 (1,600 字 × 54 基準)
- ・ 優れた点及び改善を要する点等
章ごとに原則 1,600 字以内で記述 (1,600 字 × 10 章)
- ・ 全体で 100,000 字程度で調整可
(字数制限を超える場合は機構に相談)
- ・ 根拠資料・データ等は字数制限に含まない
- ・ 明朝体 10.5 ポイント

根拠となる資料・データ等の記載方法

- ・ 本文中に記載した事項との関係が容易に確認できる位置に記載 (資料・データの名称及び出典を明記)
- ・ 必要最少限に整理 (必要に応じて抜き出し, 加工)
- ・ 本文中に記載することで, 読みにくくなる場合には別添として記載可能
- ・ 外部に持ち出すことが困難なもの等については, 例示として必要最少限の範囲を記載
訪問調査時に確認
- ・ 根拠資料・データ等を本文中や別添として記載できない場合は機構に相談

別添資料イメージ



 にインデックスを貼る。

- ・ 資料ごとに資料番号のインデックスを貼付した紙を挟み、自己評価書とは別に、ファイルに綴じてください（資料自体にはインデックスを貼付しないでください）。
- ・ 別添資料の資料番号については、資料の該当基準の数字に関係なく、例えば、資料1，資料2，資料3…と通し番号で付してください。

※ 別添資料：根拠となる資料・データ等のうち、自己評価書の本文中に記載しないもの

自己評価書〈イメージ〉

本資料は、各法科大学院が自己評価書を作成するにあたり、その作業が円滑に進むよう、あくまでもイメージとして、基準3-2-1を題材に作成したものであり、実在する法科大学院とは一切関係ありません。

なお、この記述内容はあくまで参考にとどめ、各法科大学院の目的等に照らして、現状の教育活動等の状況について、自己評価を実施してください。

〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻

平成18年6月

〇 〇 大 学

3-2 授業の方法

基準 3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

※ 当該基準に係るすべての解釈指針の内容を踏まえて、記述してください。
 なお、各々の解釈指針について、(基準に係る状況)における該当箇所が明らかになるよう、例えば、各段落の文末に、解釈指針番号を括弧書きにて明記してください。

(基準 3-2-1 に係る状況)

本専攻の教育課程は、法曹として必要となる法的知識の基幹をなす科目で構成される法律基本科目、さらに実務法曹としての活動に不可欠な実践的・技術的知識を修得する実務基礎科目、法的知識の基礎およびこれと密接に関わりその背景となる知識の習得を目標とする基礎法学・隣接科目、これらの知識を基盤として現代の法曹が課題とする最先端の法領域について学ぶ展開・先端科目で構成されており、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材や具体的な事件記録に基づく事案を使用し、授業科目の性質に応じた授業方法をとっている。【解釈指針 3-2-1-1】、【解釈指針 3-2-1-2】

授業は十分な予習を前提として、担当教員が予めコンピュータに入力した問題等(判例の事実関係を素材とした資料や設問、授業中の主たる質問事項の提示等)について、学生はeラーニングにより解答するほか、教員の誘導の下に学生同士の闊達な議論に発展させるという授業方式で実施され、毎週の授業ごとにまとめられた教材を基に各自が予習して授業に臨んでいる。【解釈指針 3-2-1-3】

特に、演習科目では、判例を基にしたケース問題を学生に与え、そのケースについて、法的論点の発見、論理の組み立て方、判例の読み方・分析の仕方等を徹底指導するとともに、学生同士のグループ討論を積極的に行うほか、レポート課題を与えることによって、問題発見能力、調査能力、問題解決能力を養

成している。【解釈指針3-2-1-2】

法律基本科目において、講義科目では、講義形式とソクラテス・メソッドを併用した双方向的な討論を行う授業が実施され、演習科目では、双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。【解釈指針3-2-1-3】

また、クリニック及びエクスターンシップにおいては、関係法令の遵守や、知りえた情報に関する守秘義務を含む法曹倫理の遵守が不可欠であるため、十分なオリエンテーションを行い、守秘義務の遵守について誓約書を提出させている。そのうえで、クリニックにおいては担当教員が、エクスターンシップにおいては注意深く選定された派遣先の担当弁護士が、事件受任者としての責任において学生を指導・監督し、法令違反・法曹倫理違反の行為が発生しないように必要な措置を取っている。《資料〇〇〇，資料△△△，資料□□□，資料◎◎◎，資料▽▽▽参照》【解釈指針3-2-1-4】

さらに、万が一にも違反行為が発生した場合に備えて、学則に学生の守秘義務を規定し、違反した学生は適切な懲戒手続に付するほか、担当弁護士・担当教員についても、万が一の事故に備えた責任賠償保険に加入するとともに、法令違反・法曹倫理違反の責任を問うこととしている。【解釈指針3-2-1-4】

資料〇〇〇「学生の守秘義務に関する規定」

学則（抜粋）

（守秘保持義務）

第35条 学生は、本法科大学院における実習授業において、知ることのできた秘密を洩らしてはならない。ただし、法律に別段の定めがある場合など正当の理由に基づくときは、この限りではない。

2 学長は、法科大学院教授会の議により、前項の規定に違反した学生を退学に処する。

（出典：〇〇大学規程集）

資料△△△「誓約書様式」

私，〇〇は，当該科目を履修するに際し，知り得た・・・・・・・・

（出典：〇〇大学規程集）

資料□□□「エクスターンシップ実施要項」

1 エクスターンシップでは、従来から司法研修の一環として行われてきた弁護実務研修と同様に、弁護士事務所での研修・・・・・・・・

（出典：〇〇大学規程集）

資料◎◎◎「エクスターンシップ受入先一覧」

- ・ 〇〇弁護士事務所
- ・ 〇〇

資料▽▽▽「該当授業科目シラバス」

授業科目名：エクスターンシップ 担当教員名：〇〇〇・〇〇〇

(内容)

第1回 講義テーマ事前研修

講義内容受講者は、エクスターンシップの目的と履修手順についてまず弁護士から説明を受け・・・・・・・・・・・・・・・・

【成績評価】

成績評価に当たっては、各回に携わった事例を基に・・・・レポート・・・・・・・・

授業科目名：クリニック 担当教員名：〇〇〇・〇〇〇〇

(内容)

現実の事件処理に携わる経験は、法曹としての将来の活動内容につき具体的イメージを与え、勉学のモチベーションとなるとともに、他の科目における理解の深化にも大いに・・・・・・・・

【成績評価】

成績評価に当たっては、各回ごとに携わった事例を基に・・・・レポート・・・・・・・・

(出典：平成〇年度LSシラバス)

また、学生にはシラバスを配付し、1年間の授業計画、各授業科目の目的、内容、達成度、成績評価基準等を事前に提示するとともに、担当教員は学生の理解度を把握するため、授業の進行の合間に小テスト等を実施するなど理解度をきめ細かくチェックし、理解が不十分と確認した部分については、特に丁寧な指導を行うなど、学生が事前事後の学習を効果的に行うための措置がとられている。《別添資料 シラバス参照》【解釈指針3-2-1-5】

授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるため、授業時間割が学生の自習時間に配慮され、学生には、50分の授業の予習・復習に、少なくとも150分を充てるよう求めている。自律学習をサポートするため、各教員がオフィスアワーを設定するほか、6～7人の学生で構成するワーキンググループ(WG)を組織し、グループ単位で課題の予習・復習を行い、討論等を実施している。【解釈指針3-2-1-5】

また、全授業について、予習・復習の内容が事前に詳細に指示され、現実の

法律問題を解決できる能力を養成するために、事例問題を多く取りあげている。担当教員は予めインターネットによる教育支援システムにおいて、授業とその予習・復習に関する情報を提供し、教員や授業に対する質問とその回答のやりとりを行うほか、法律の勉強に必要な情報のデータベースにアクセスできるようにしている。《資料◇◇◇参照》【解釈指針3-2-1-5】

資料◇◇◇「教育支援システム（抜粋）」

授業科目：憲法演習 担当 〇〇〇〇

各WGの学生は、以下に示された事例をもとに、前回の復習を行ってください。

また、次回の授業内容について、〇〇に関する判例を配付するとともに、
.....予習してください。

質問等がある場合は、教育支援システムのほか、月曜（17：00～19：00）、火曜.....に、〇〇研究室にて受け付けます。

自習環境として授業の予習・復習を快適に行えるよう、総合研究棟に法曹養成研究科専用の自習室を設け、土日の利用も可能となっている。自習室には仕切り付きのキャレル（学習机）が設置され、集中して学習に取り組むことができる。また、同棟2階には法学研究科資料室があり、判例集・和雑誌・洋雑誌の閲覧・複写を容易に行うことができる。さらに、同棟はリフレッシュルームを備えており、長時間の効率的学習を支援している（【基準10-1-1】参照）。

【解釈指針3-2-1-5】

集中講義を実施しており、各休業期間中（夏季、冬季）に開講科目数を1～2科目のみの設定とし、1週間で1日あたり90分授業を3コマ行い、学生の事後学習が十分に確保されるほか、当該授業科目内容の理解を十分に確保されるよう、当該試験までに2週間の期間をとるなど配慮している。

《資料◆◆◆参照》【解釈指針3-2-1-6】

資料◆◆◆「平成18年度集中授業日程」

授業科目「〇〇〇〇」:	〇月〇日～〇月〇日	試験日	〇月〇日
授業科目「〇〇〇〇」:	〇月〇日～〇月〇日	試験日	〇月〇日
授業科目「〇〇〇〇」:	〇月〇日～〇月〇日	試験日	〇月〇日

4 自己評価書の提出方法

(イ) 提出書類等

自己評価書：20部（両面印刷，表紙裏は白）

次の根拠となる資料・データ等を含む

- ・シラバス
- ・成績評価基準
- ・成績分布データ
- ・自己評価実施要項の別紙2（別紙様式1～4）

自己評価書の電子媒体：1部

(ロ) 提出締切：平成18年6月30日(金)必着

(ハ) 提出先：大学評価・学位授与機構評価事業部

封筒表面の左側部に「法科大学院認証評価自己評価書在中」と朱書き